平成２６年（再イ）第４３号

川崎市多摩区登戸591番地２、申立時の住所
広島市西区井口２丁目17番17―303号
再生債務者　山田　　誠
1　決議に付する再生計画案　平成27年３月18日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年５月13日
3　再生計画案に対する回答期間　平成27年５月13日まで
平成27年４月15日
広島地方裁判所民事第４部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２６年（再イ）第６号

新潟県三条市柳沢1313番地102
再生債務者　佐藤　光信
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成27年４月14日　新潟地方裁判所三条支部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２７年（再ロ）第２号

奈良県葛城市南道穂125番地５
再生債務者　原　　裕
1　決定年月日時　平成27年４月13日午後３時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年５月11日まで
4　一般異議申述期間　平成27年５月18日から平成27年６月１日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（再ロ）第３号

仙台市泉区天神沢１丁目15番10号
再生債務者　永野　淳子
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年５月12日まで
4　一般異議申述期間　平成27年５月26日から平成27年６月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部

平成２７年（再ロ）第１号

福島県白河市東大沼４番地１
再生債務者　添田　昌彦
1　決定年月日時　平成27年４月15日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年５月13日まで
4　一般異議申述期間　平成27年５月26日から平成27年６月９日まで
福島地方裁判所白河支部再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２７年（再ロ）第１号

大阪府泉大津市助松町３丁目１番25―403号
再生債務者　重親　徹志
1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年４月９日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成27年５月13日まで
平成27年４月15日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２６年（再ロ）第１２号

埼玉県狭山市笹井３丁目24番20号
再生債務者　野口　好和
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年４月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年４月14日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（再ロ）第４号

香川県高松市高松町296番地６
再生債務者　伊賀　弘信
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年４月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年４月14日
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（再ロ）第１０００３号

長崎県佐世保市勝海町248番地
再生債務者　中山　恭之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年４月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年４月14日
長崎地方裁判所佐世保支部

文部科学省共済組合定款の一部変更について

文部科学省共済組合定款（平成12年12月27日制定）の一部を次のように変更する。

平成 27 年 3 月 31 日

文部科学省共済組合代表者
文部科学大臣　下村　博文

第13条第１号中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に、「第２条第２項」を「第２条第４項」に改める。

第24条第２項中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第32条第１項の表中「$\frac{5.73}{1000}$」を「$\frac{4.77}{1000}$」に、「$\frac{37.33}{1000}$」を「$\frac{37.25}{1000}$」に、「$\frac{41.57}{1000}$」を「$\frac{41.65}{1000}$」に、「$\frac{11.46}{1000}$」を「$\frac{9.54}{1000}$」に改め、同条第２項の表中「$\frac{5.73}{1000}$」を「$\frac{4.77}{1000}$」に、「$\frac{41.57}{1000}$」を「$\frac{41.65}{1000}$」に改め、同条第３項中「$\frac{37.33}{1000}$」を「$\frac{37.25}{1000}$」に、「$\frac{41.57}{1000}$」を「$\frac{41.65}{1000}$」に改める。

附　則

1　この変更は、平成27年４月１日から施行する。

2　変更後の第32条第１項から第３項までの規定は、平成27年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙並びに丙の権利義務全部を承継して存続し、乙並びに丙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十七年六月一日であり、各社の株主総会の承認決議は平成二十七年四月二十一日に終了しております。

この合併に対し異議ある債権者は、本公告掲載の翌日から、一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲、乙、丙）

掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　平成二十七年三月二十三日
掲載頁　五頁
平成二十七年四月二十三日
東京都中央区銀座三丁目七番六号
（甲）廣済堂開発株式会社
代表取締役　守谷　　牧
千葉県市原市辰巳台六六番地
（乙）株式会社千葉廣済堂カントリー倶楽部
代表取締役　守谷　　牧
埼玉県秩父市堀切一二三六番地
（丙）株式会社廣済堂埼玉ゴルフ倶楽部
代表取締役　守谷　　牧

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十七年四月十六日
掲載頁　二十七頁（号外第八十八号）

（乙）計算書類の公告義務はありません。

平成二十七年四月二十三日
東京都港区三田二丁目九番五号
（甲）株式会社みずほ会館
代表取締役　岩田　隆美
東京都港区高輪三丁目一九番四六号
（乙）有限会社池田山総合企画
代表取締役　岩田　瑞枝